

税目 \ 年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税)															
特別地方 消費税 (料理飲食 等消費税)															

### 県税の税率等の推移（その3）

税目	年度	27	28	29	30	31	32	
自動車税			普通自動車 家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック 14,000円 バス 観光用 25,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 家用 7,200円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	普通自動車 家用 120吋以下 36,000円 120吋超 60,000円 営業用 120吋以下 15,000円 120吋超 30,000円 トラック 家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小型自動車 四輪車 家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪車 2,500円 軽自動車 1,500円			トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げた	
軽油引取税						(創設) 税率 1キロリットル 6,000円	税率 1キロリットル 8,000円	
その他	附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された 漁業権税が廃止された 狩猟者税の税率が改正された	附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された 狩猟者税の税率が改正された	附加価値税は廃止された	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された				

税目	年度	33	34	35	36	37	38
自動車税		二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした			普通自動車 家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車 家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 14,000円 1.5リットル以下 15,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 7,000円 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円	
軽油引取税			税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円		
その他		狩猟者税の税率が改正された					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された

39	40	41	42	43	44	45	46
	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超 1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円						
税率 1キロリットル 15,000円							
		(鉱区税) 石油又は天然 ガスの鉱区に 係る税率が現 行(試掘90円 採掘180円)の 2/3に引き下 げられた		自動車取得税 (目的税)が創 設され法定外 普通税として の自動車取得 税が廃止され た 税率 3% 免税点10万円	自動車取得税 の免税点 15万円		狩猟免許税の 税率が改正さ れた  入猟税の税率 が改正された

税目	年度	47	48	49	50	51	52
自動車税		バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円				普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員の40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円	
軽油引取税						税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の暫定税率)	
その他				自動車取得税の 税率 自家用自動車で 軽自動車以外の もの 5% 自動車取得税の 免税点 30万円 (2年度間の暫 定措置)		自動車取得税の暫定措置をさら に2年度間延長	鉾区税 } 税率が改正 狩猟免許税 } された(現 入 猟 税 } 行の2倍)

53	54	55	56	57	58	59
	<p>普通自動車            自家用              3リットル以下 71,000円              3リットル超6リットル以下 77,000円              6リットル超 129,000円            営業用              3リットル以下 24,000円              3リットル超6リットル以下 26,000円              6リットル超 52,000円            四輪以上の小型自動車            自家用              1リットル以下 25,500円              1リットル超1.5リットル以下 30,000円              1.5リットル超 34,500円            トラック            自家用              4トン超5トン以下 22,000円            バス            自家用              乗車定員40人超50人以下 42,500円            営業用              一般乗合用以外のもの              乗車定員40人超50人以下 36,000円            三輪の小型自動車            自家用 5,500円</p>					<p>普通自動車            自家用              3リットル以下 81,500円              3リットル超6リットル以下 88,500円              6リットル超 148,500円            営業用              3リットル以下 25,000円              3リットル超6リットル以下 27,500円              6リットル超 54,500円            四輪以上の小型自動車            自家用              1リットル以下 29,500円              1リットル超1.5リットル以下 34,500円              1.5リットル超 39,500円            営業用              1リットル以下 7,500円              1リットル超1.5リットル以下 8,500円              1.5リットル超 9,500円            トラック              4トン超5トン以下                自家用 25,500円                営業用 18,500円            バス            自家用              乗車定員40人超50人以下 49,000円            営業用              一般乗合用乗車定員30人超40人以下 14,500円              一般乗合用以外のもの              乗車定員40人超50人以下 38,000円            三輪の小型自動車              自家用 6,000円              営業用 4,500円</p>
暫定税率が2年度間延長された	<p>税率            1キロリットル 24,300円            (4年度間の暫定税率)            昭和54年6月1日から実施</p>				暫定税率が2年度間延長された	
自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された			<p>鉾区税, 狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の1.1倍程度に改正された            自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された</p>	

税目	年度	60	61	62	63	元	2
自動車税						乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車（三輪車を除く）との車種区分を廃止した	
軽油引取税		暫定税率が3年度間延長された			暫定税率が5年度間延長された		
その他		自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された			自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された		自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		税率 1キロリットル 32,100円 (平成10年3月31日までの暫定税率)					暫定税率が5年 度間延長			
		自動車取得税の暫定措置がさらに5年 度間延長された					自動車取得税の 暫定措置がさら に3年度間延長 された			



税目	年度	14			
自動車税	トラック（三輪の小型自動車を除く。）				
	営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）				
	1トン以下	6,500円	5トン超6トン以下	22,000円	
	1トン超2トン以下	9,000円	6トン超7トン以下	25,500円	
	2トン超3トン以下	12,000円	7トン超8トン以下	29,500円	
	3トン超4トン以下	15,000円	8トン超	29,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額	
	4トン超5トン以下	18,500円			
	自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）				
	1トン以下	8,000円	5トン超6トン以下	30,000円	
	1トン超2トン以下	11,500円	6トン超7トン以下	35,000円	
	2トン超3トン以下	16,000円	7トン超8トン以下	40,500円	
	3トン超4トン以下	20,500円	8トン超	40,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額	
	4トン超5トン以下	25,500円			
	けん引自動車				
	営業用		自家用		
	小型自動車	7,500円	小型自動車	10,200円	
	普通自動車	15,100円	普通自動車	20,600円	
	被けん引自動車				
	営業用				
	小型自動車		3,900円		
	普通自動車で8トン以下のもの		7,500円		
	普通自動車で8トン超のもの		7,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額		
自家用					
小型自動車		5,300円			
普通自動車で8トン以下のもの		10,200円			
普通自動車で8トン超のもの		10,200円に8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額			
※トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額					
営業用		自家用			
1リットル以下	3,700円	1リットル以下	5,200円		
1リットル超1.5リットル以下	4,700円	1リットル超1.5リットル以下	6,300円		
1.5リットル超	6,300円	1.5リットル超	8,000円		
バス（三輪の小型自動車を除く。）					
営業用		一般乗合用以外		自家用	
一般乗合用		30人以下	26,500円	30人以下	
30人以下	12,000円	30人超40人以下	32,000円	30人超40人以下	
30人超40人以下	14,500円	40人超50人以下	38,000円	40人超50人以下	
40人超50人以下	17,500円	50人超60人以下	44,000円	50人超60人以下	
50人超60人以下	20,000円	60人超70人以下	50,500円	60人超70人以下	
60人超70人以下	22,500円	70人超80人以下	57,000円	70人超80人以下	
70人超80人以下	25,500円	80人超	64,000円	80人超	
80人超	29,000円			83,000円	
軽油引取税					
その他	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された(平成15年4月16日施行)				

15	16	17	18	19	20
			制限税率が引き上げられた。 (標準税率の1.5倍)		
暫定税率が5年度間延長された					暫定税率が10年度間延長された
自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された	<p>目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された</p> <p>1. 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <p>都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円</p> <p>都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など</p>			<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された</p> <p>1. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <p>都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円</p> <p>都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <p>都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円</p> <p>都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円</p> <p>3. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに10年間延長された</p>

税目 \ 年度	21	22	23	24	25	26	27
自動車税							
軽油引取税	目的税から普通税に改められた	10年間の暫定税率が廃止され、 当分の間現行の税率水準を維持するとされた 1キロリットル 32,100円					
その他	自動車取得税が目的税から普通税に改められた	自動車取得税の10年間の暫定措置が廃止され、 当分の間現行の税率水準を維持するとされた  自家用自動車 軽自動車以外のもの 5%			対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が3年度延長された	自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車（軽自動車を除く） 3% 営業用自動車・軽自動車 2%	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。 1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 3 狩猟者の登録をする日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率2分の1